消費者被害注意報 No.8

相談事例

《相談の内容》

近所のAさん宅の駐車場で、人だかりができていたので行ってみると見慣れない業者が日用品を無料で配布していた。たくさんの商品をもらった後、今度は「特別価格品」だという健康食品を次から次へと勧められ、みんな競うように買っていた。自分も家庭用温熱治療器を勧められ、その場の雰囲気でつい契約してしまった。よく考えると不要だし、高額なので解約したい!

高齢者や主婦を狙う 催眠(SF)商法! 多発中! 景品をもらって最後は高額な商品を買わされた!

《対応の内容》

これはいわゆる催眠(SF)商法といわれ、景品を配るなどして閉めきった会場に人を集め、格安の商品販売からはじめて会場内の雰囲気を盛り上げておいて、最終的には非常に高額な商品を売りつける商法です。特定商取引法に基づき、同法に基づく契約書を受領してから8日以内であればクーリングオフ(期間内であれば無条件で解約できる制度)ができますので、書面で手続きしましょう。

身守りのポイント

この催眠(SF)商法は、無料景品に興味を示す高齢者や主婦などが、狙われやすいようです。日頃から、周辺に起きている悪質商法の手口や被害情報を、地域や家族の中で収集しておくとともに、もし、今回のように催眠(SF)商法で商品の勧誘を受けても、その場の雰囲気に惑わされることなく、本当に必要なものかどうかを冷静に判断し、不必要なものはきちんと勇気を持って断るよう家族や周りの中で話し合っておくことが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1 電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111